

# 関西労災職業病No.23

関西労働者安全センター 1976. 3. 20発行  
大阪市淀川区本庄東通り4-1 三和ビル22号室  
☎06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742 **60円**

## 主張

深刻な経済危機の中で、独占資本は今年3月には「賃上げゼロ、首切りも」の方針を打ち出した。

76春斗は独占資本との闘いを抜きには一歩も進まない状況にある。賃上げ闘争一つを取っても大阪春

斗共斗委は全金南大阪の闘いによって、日経連の出したカイドラインを突破して関経協に3万円内の賃上げの必要を認めさせた。

これは、日常の職場

闘争で錬えあげられ、地域共闘の中で労働者階級の連帯の思想を高め、更に政治情勢の判

断を正しく踏える事のできる労働者こそが、独占資本と対決できることを教えている。

我々はかねてより、労災・職業病闘争を物取り闘争でなく災害源除去の闘いとして位置づけ、闘う主体の形成を重点に活動しつづけてきた。

76春斗の中で、独占資本は労災保険法の改悪を行い、被災労働者の首切を考えている。こうした情勢の中で一人の労働者の認定闘争も物取り闘争と位置づけるだけでは勝てない。労災認定闘争や企業内保障闘争を反動化しつつある労働力政

### 被災労働者の首切りを許すな！ 地域職場から政府独占に鉄槌を

策への闘いとして位置づけよう。そうする事により今までの労災認定闘争、職場闘争がきわめて政治的である事を知るであろう。

即ち、夏の労災職病の解決とは労働者資本の関係から労働者階級を解放することであり、それこそ資本家と権力はきわめて階級的に対立し、労働者の闘いを圧殺してくるのである。

我々は、職場で、地域で日常の闘いを通して錬えあげた階級思想と政治意識こそが、資本の階級的対応である反動立法阻止の力となり、労働者階級の勝利への一歩につながる事を確信しよう。

≡ 特集 ≡

官公勞の  
労災斗争(1)

公災制度・共済制度・私的救済と多い障害

つぶせ労働協調路線

職場に燃やせ反撃の炎

スト権斗争においてもみられたように、官公勞の現場労働者はたくましい闘いのエネルギーをもっている。しかし、日常斗争では、労災斗争をとって、巨太組織改のむずかしさ、意向と異なり、複雑な認定補償制度の中での雇用者責任の追及も

ままならず、そのエネルギーが充分發揮できない場合が多い。そういった困難さの中にあつて現場労働者はどんな日常斗争を行つてそのワクをつき破ろうとしてゐるのだろうか。今号はその官公勞の日常斗争の特集です。

京都中郵の  
腰痛に対する闘い

京都中郵へ約800人の機械化テスト局として新築され、42年頃より

ら急激に腰痛を増加させてきた。しなしその実態は48年の全通近畿地本調査、京大安全セ

ンターの協力をえた中郵支部青年部調査により、斗いはさらに一年遅れた49年斗での青年部安全斗争としてスタートした。調査は腰痛に關し職場の65.8割が何らなりの自覚症状を

もっていることを明らかにし、安全斗争は労官源除去を中心とした職場全般の改善要求と作業密度に対する奥力規制斗争として斗われたいは、職場斗争が、48年斗に對する大量職斗処分有効に反撃しえないうま後退してゆくと、結局は青年部のサボやないなという職人気質を、何故奥力規制をやらなあんなどという方向へ指導しきかず、前進の困難さだけが明らかになつて、4月以後、罹病者が前面に立ち、罹病者会議としての活動がスタートしたが、むしろ職場の反感が前面に立つた罹病者個人に集中される一方だった。

# 職人気質の克服を

そこを何よりも必要とされたのは職場香など組合としての指導方針だった。だが、実はその欠除こそ職場の反感と同じところ根をもっていることが明らかになった。これほど腰痛が多発していながら、活動家すら自分が腰痛になつて初めて罹病者になつて何が問題であるかを知り、自分の認定に直面して初めて認定の意義を考え、手続きを知る状態だった。二いまで職場で公認認定といえ、作業中の労災について当局が行う事務的処理以外のものではなく、被災者と原因に対する当局責任追及や原因除去要求

は皆無に等しかった。また郵政の場合認定がいかくても治療費・休業費は共済で支給されるため、長期休業を除く組合員自身もゼニの内題としては認定に肉心を持ちにくい条件があった。そしてこれらの職場実態の底には合理化の着実な進行があった。合理化は一方でケイワン・過労性腰痛といつた新しいタイプの職業病を急増させた。他方で作業単純化により職人気質の基盤である熟練度を崩していった。にもかかわらず仕事は仕事。組合は組合。仕事が一人数にまで、初めてのものを言えしと

## 罹病者を先頭に、そして全職場へ

小豆分会では困難な条件の中で、罹病者が

いつ旧来の職人気質は温存されてきた。腰痛が労使をこえた本人の健康の内題だと考えられ、作業軽減を訴える罹病者が半人前のくせになまじきだといわれたり、運が悪かったという同情めいた一言だけか言われ、本人のためにと言つて被災者を配転によつて職場から排除すること、職場の平静を保つてきた事實は、罹病者が俺は腰痛だと公言し、組合が罹病者を守りきるだけでなく組合として災害源除去の斗いを推進してゆく事は同時に職人気質を克服してゆく過程であることを示している。

軽作業でかまらぬき、罹病者・職場香・青年

## 22号の案内

- 特集(25, 26ページ) 官公労の労災斗争(全通京都中野・全電通大阪中電・国労大阪保線所・高橋市交運(他)并・高橋市交運(他)三ノ川(25, 26ページ)
- 労保法改訂のすべ(17, 19ページ)
- 報告(20, 21ページ) 進めゆく国際合理化センター産業の海外進出と全金山線の斗い(輸出調査会)
- 論議(22, 23ページ) 社会主義思想の確立をめざして
- (全港海沿海岸安全委)
- 特別調査(24, 26ページ) 合理化病の典型一環(国大衛生学教室・連載その5)

部・安全センターが協  
 力して作業形態と過労  
 性腰痛の関係について  
 オルグを進めてきた。  
 そして50年未以降  
 罹病者が作業軽減さ小  
 るぶんだけシワヨセさ  
 いるのはなほゆんとい  
 う不満が、職場全員に  
 よる作業密度の實力現  
 制の方向へ動き始めた。  
 また、この春斗では認  
 定申請が、職場で管理

者に災害源は毎日の仕  
 事だと認めさせる斗い  
 として準備が進められ  
 ている。  
 小笠分会の斗いをさ  
 らに推し進め、その困  
 難さと、罹病者・職場  
 香が先頭に立ちきらな  
 けいばならない点を教  
 訓とし、全支部的な斗  
 いとしてゆくべくカン  
 バツていきます。

# 災害源除去と

## 補償斗争の統一を

国労新幹線支部保線所分会

マル生攻撃、分裂綱  
 甲業団である労働へ全  
 国施設労組組合一との  
 激烈な斗いの之中に  
 あつて台合を提起し、南  
 詰した「じん肺斗争」  
 は、国鉄当局、自民党  
 政府に大なる動揺と打  
 撃を与えようとしてい  
 る。

### じん肺法の適用をちとる...

北四兵衛に寝る「じ  
 ん肺斗争」は、「俺た  
 らは労働力は売つてモ  
 生命までも売つていな  
 い」「我々の職場から  
 一人のじん肺患者も出  
 ずな」という労働者階  
 級の誇りをかけた斗い  
 いとして、国鉄当局の  
 「保身・安全重視の合  
 理化、運輸政策」に対  
 決する斗いを展開し  
 てきたところだ。

S49年9月・10月に  
 京都、兵庫労基局を以  
 て新幹線保線作業に対  
 しじん肺法適用をさせ  
 S49年4月に労働省を以  
 SKM以上の長大トン  
 ネルにおける、マルタ  
 イ作業・バラスト散布  
 作業についてじん肺法  
 適用を認めさせた。

しかし職場実態は、  
 じん肺法を適用したに  
 もかかわらず、粉じん  
 量は増加の傾向を示し  
 根本的な改善へ粉じん  
 抑制については何ら  
 行なわれたいないのが  
 現状である。その上特  
 別健診に依つて判明し  
 た被疑者の人達に対し  
 ては、仕事を与えず巧  
 めな手口で組合員との  
 行断攻撃をかけた。又、  
 運動内部の問題  
 として言えることは、難  
 らう犠牲者を出し  
 当局に完全に走らさ  
 ない、巧めな攻撃のモト  
 組合脱退へ今は我々の  
 運動に理解を示してい  
 るか一に要する発展を  
 した。

現在、難らう健診

を続けているか、先述のことから組合員は行合に對し、難病健診は受けたいか、難病と判明した時はどうしてこれるのかとせまうてきています。

### 被災者と組合の 分断はなる当局

患者を出さぬといふの  
いとして災害源除去に  
向けたたけいは、皆  
災病業務斗争の原則を  
あり、資本当局への正  
当な批判であること  
は今更のことである  
か、反面、患者・被疑  
者の発生した時の補償  
斗争もいつ亦重要の柱  
であること必言せよう。  
国鉄に於ける補償の  
関係は少し並べてみる  
とのことはする。①行傷  
にするかしないかは本  
の主張によるべからぬ

か行傷に於ける。一  
①行傷認定をするのは  
被害者である当局、等  
非常に馬鹿げた話であ  
る。

分合は、災害源除去  
の批判と平行し、補  
償の批判を遅ればせ  
ながら向臨していき  
と決意をしているとい  
うこと。

何分、本社・本部に  
おける協約を改正する  
という批判であるか

## 市役所職員も労働者だ

京都市役所建設局 高野克司

私の場合、腰痛で恥  
業性、災害性の被災者  
として被災就業病の三  
いに合流しているが、  
これは京都市当局に  
る不当配転撤回の批判  
を契機としている。

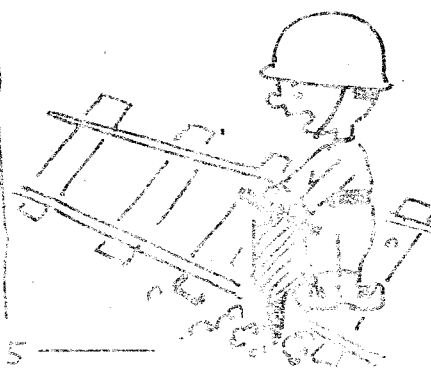
まは職場における当局  
に對し、あたり前の要  
求としてつきつけてこ  
かつていくフエリであ  
る。

### 「はらめな認定 体制」がまちあせ

最後に分合は、七春  
コ、スト双奪還の批判  
いは、まず自らの生  
命を守るという一時的  
災害・就業病斗争巨叩

その配転は、強い腰  
痛・下肢病に於て約  
4ヶ月の病欠あけのあ  
と、通勤・通院の苦痛  
を少くするため、辛治  
市内の自宅を空にして  
船場と病院の並に下

何に批判がなされて  
勝利への展望を切り開  
うけるものがあると思  
信している。



パートを借りて月に  
初年5月の定期更新に  
際して、自分も村長に  
叩かれていたから、次の  
2度と叩き入れないで  
来た。②自宅から通勤  
できる市南部の船場、  
③身体にハンディがあ  
つても、自己の能力を  
十分出して一人前とし  
てやれる仕事内容。

ところの内示をうけておられると、いふので、石京区梅津の建設管理室へ、自宅から片道二時間かかるし、仕事もゴックリトやアスネルトの品物検査で、中腰での重量物の運搬や前屈姿勢の継続などを強制されるものであつた。

これでは若る病氣も治らないし、再度アパルトを借り直さなければならぬため配転拒否斗争には入り、13日間にわたつてへ35名に及ぶ局長前産り込みを含む一連日交考を重ねた。

に及ぶ処分通告を出してくるに及んでやむを得ないを市人連帯委員会

### 被災者・高令者をあつやる当局市取柄

ここに市取柄のこの三つに對する対応であるが、私が従来から、市取柄の「労」使協調路線や、建設支部の手配師の性格を批判してきた「いささつ」から「不当配転では無い、自宅から通勤でさ」ということは、けんといきり、当局と一体となつてへむしろ尖先となつて「組織破壊者」云々とテマ宣言し、私や支援者に統制処分を叩いてくるという出来事であつた。

や、京都地裁の場へ格さざるを得なかつた。

令者」に對して、その「商品価値」が低いと、してあげつない仕打ちをやってきたが、いままた、この不当配転に居直りを許してしまひ、「病弱者追放」のレイルを走らせたことについて、全体的な総括が必ずつとされてゐる。

### こんな身体にしたのは誰だ！

その一つの根拠として、やはり当の主体は健康の問題を、労災・職業病の視度からどう文直し、当局に使用者責任をどうせいくという、前段での三つが

欠落していたこと、あつておられると考へ、当初あいまいに理解していた腰痛の原因やその症状に土木技師としての労働の内質へ製図・設計・測量・現場作業等々を、配歴と既成症をも名めて医師や労働者のオルタの方々の助言の中で全体的な検討を行い、労務災害認定請求を行つていった。

そして、腰痛の原因としては、17才の時受けた打撲傷と、新物からくる腰部の負担に及つて、腰部支持組織への破壊が進行していったところへ、49・1・30作業現場へ行く途中、懇話会自転車転倒し、不自然な姿勢が加わつて現在の発症に至つてゐるものであり、まさか健康を回復できる基礎となくりとして、休業と



あるようだ。  
實際のところは、恥  
種間の差はともかく、  
「国民格差」などはあ  
りえないと思うのだ。  
こういつたへ気分一  
保母やキーパーニチャ  
の職業斗争は全体の

# 近代的労使関係路線を突破し 職場斗争の強化を

全電通 大阪中電分会

電々公社には、現在  
三〇〇の名をこえる頸  
肩腕患者が電話交換職  
を中心に大量に発生し  
ている。

この職業病の急激で  
しなも大量発生したそ  
の背景は電々合理化と  
無関係でないことをは  
つきりと示している。  
即ち、電々合理化は

ものにならな全面敗北  
していつたことや、ま  
た市職労をして「不幸  
にして病死」になつた  
と言われしめている現象  
を呼んでいろいろのこぼ  
りか。  
「地方財政危機」

朝鮮戦争をつうじて本  
格的な立ち直りをみせ  
昭和三十年代から四十  
年代にかけて遂行され  
た世界に例をみない急  
テン的な日本資本主義  
の経済政策を補完する  
ものであった。  
オ一次ならオ五次に  
なけて強行された合理  
化計画は、電報の自動

の世論の総反響や、労  
働運動の民間依存の  
「歴史」階級的には奴才  
の側にいる立場など、  
怒い、公務員労働  
者の階級意識といふ  
ものへの十分な検討必  
いるのではないだろうか。

中継化にはじまり電話  
の即時化と利益追求、  
労働者無視、機械優先  
を徹底したものであ  
る。

だから電々公社にお  
ける職業病も、強引な  
高度成長政策の結果噴  
出した石油コンビナ  
ーの爆発・公害センソ  
ク、たれ流し汚染など  
と全く同一のものであ  
る。これは六〇年代  
後半から七〇年代にな  
けて全般的に表面化し  
た日本資本主義の矛盾  
を露呈したものである。

## 事前協議制の 破産

この矛盾として多発  
した職業病に対して全  
電通労組は従来からの  
路線である「技術の進  
歩は拒否できない。事  
前協議の段階で労働者  
の立場から要求を解決  
しよう」という路線で  
はもはや対応できない  
ことを知った。

しかし、その方針に  
るや発生結果に対する  
治療と補償という視点  
に重点がおかれたもの  
であり、公社の労務管  
理面も含めた合理化総  
体に対決を迫るもので  
は決してなかつた。

## 公社政府の御用 機関「通信病院

このような治療に重



とを以て方針を先取りした形で公社は関東通信病院を中心とした大型ラジオエレクトロニクスを編成し、攻撃をなけてきた。ラジオエレクトロニクスが行った内容は、発生局所を調査するといふ名のもとに、真の発生原因を個人の体質・性格にすりかえろといふ、医師団の見解でしかなった。この権威を利用してだされたラジオエレクトロニクスの許しがたい答申は、五〇年二月にだされた基発59号と全く同じ思想のもので、反労働者的な基準づくりに味方したものである。そのことは、本年二月に一斉にだされた近畿通信局の業災申請に付してだされた判定結果には、まりと表われている。

### 職場の斗いを封じる 認定審査委員会

我々は発生源の除去を基本としながら、業災認定を、職業病を発生させた経営責任の追及・合理化そのものにメスをいれていくテコとして位置づけ、取組んできた。

しかし、業災認定権が民間のように労基署にあるのではなく、公社自体の中間機関である通信局にあるため、斗争への大きなネックになっていく。というのには、自ら強行した合理化の結果、大量の職業病が発生したことを自己否定的に認定せざるを得ないため大きな障害となつていく。しかも、この審査委員会は労働者側の意見

を一切固こうとしないばかりかその構成すら明らかでないという強権的でデタラメなものである。

私達は、この職業病斗争を前進させようと

## 必要な地域的結合

同時に職場斗争を必要としない女渉オンリーで進めようとする近代的労使関係の運動を突破し戦闘的な労働運動を罹患者ととも構築しなればならぬ。資本は「本人の治療のため」と罹患者を職配転し肉争の拡大を恐れ封殺しようとしてくる。職配転を許しては根元はアイマイにせよ一般的な職場改善の運動に流されてしまうことになり、そのことを認めるとは、同時に

するならば、まず発生源である合理化総体に迫る反合理化斗争を職場斗争として具体的に展開し反動的認定機を突破せねばならぬ。

患者と健康者を差別分断されることになり、絶対に許せないものである。又あらゆる企業に広がる地域で続発する労災職業病を徹底的に斗おうとするならば、現在の産別に分断された労働運動ならそれを乗り越えた運動の合流地域での共同斗争をも組織し、職場生産点での斗いを基軸とした階級的労働運動を構築し、基発59号・産業医大構想を粉碎する斗いとしたい。

# 職場全労働者の健康を

## 高槻交通労働組合

輸送関係とりわけバ  
又輸送に働く労働者は  
外的要求として、社会  
発展に伴い社会要求と  
して益々公共性の度合  
が強められる。これら  
の定情は私達の労働を  
複雑にし、とくに変則  
労働は精神的、肉体的  
にリズムを狂わし、疲  
勞の蓄積となり、種々  
の疾病の要因となつて  
いる。

### 当局の「私病」宣伝

#### をばねかせせ

この実態を反映する  
様に、高槻交通労組は  
数年前より腰痛、痔疾  
等で悩まされてゐる労  
働者を多数抱えていた。

その疾病者に対し同  
じ労働者仲間でも、職  
場の労働環境の悪さに  
よつて発生したと理解  
されるのではなく、本人  
の不養生であり、又は  
以前の職場により身体  
を悪くしていたとみな  
され、或いは身体の欠陥に主  
たる原因があるかの様  
に吹聴する仲間が居る  
と同時に、当局側とし  
ても「疾病の原因は本  
人の起因によるのだ」と  
と教育する中において  
企業合理化が急速に推  
し進められてきた。  
その結果、私達の働  
く職場では正常に働く  
ことを阻害する要因が  
多くなつた。その特徴  
的な現れが、腰痛、痔

疾、胃腸病や、労働者  
室に依る傷病である。  
この様に多くの疾病発  
生の中、労働組合の必  
死の教室に於いて少し  
ずつ疾病に対する考え  
方が変わってきた。

その中、昭和49年3  
月、当企業全労働者を  
対象に京都文学安全セ  
ンターの有志の協力を  
得て、健康破壊の態  
及び職場環境の調査を

### 妥協許さない 職業病斗争

しましなから、災害  
を伴わないで長期にわ  
たる労働生活の間に徐  
々にたつ慢性的に進行  
し、肉体的破壊につな  
がる職業性疾病の阻止の  
斗いは経済斗争の様に  
妥協が許されない。  
即ち、経営側が罹病  
者に対し、半人前扱い  
しなせず、被災者自身  
「健康で文化的な生活

行い運動を進めるべく  
取組みの最中、今迄に  
ない合理化（地方自治  
財政の危機）が研けら  
れ、折角作成していら  
だいた資料が、労働条  
件が大きく変更したた  
め、職場環境の再調査  
を行わなければならな  
い実態にたつた。一時中  
断するにいたつた。

が管めないし状況に追  
いやられてゐるといふ  
現実を職場労働者が確  
認し、当局の「半人前  
扱い」をもつて当り前  
とする態度と対決して  
いく必要がある。そし  
て職場においては如可  
なる疾病（職業性）も  
排除する斗いを組織し  
ていかねばならない。

# 雇用者、高槻市の責任追及を

## 自治労之臨時本部 高槻市職労組

我々は職業病斗争にあたり次のことを確認してきた。

①職業病斗争は、労働者から労働力を奪うという点で労働運動の原点であり、妥協のゆるされない闘いである。

②綿密な点検と調査を行ない、保母の労働態を明らかにすること。

③②をもとに、罹病者の救済、職場改善を含めて職場で徹底的な討論を行い、合理的な斗争として闘うこと。

この確認にもとづき、まず罹病者救済の認定斗争に取り組んだ。

公務員の場合、労働災害・職業性疾病は、すべて地方公務員災害

補償法にもとづく基金で処理されている。この基金はいわゆる第三者機関であり雇用責任者の高槻市の判断及び責任は全くない。そこで雇用責任を明確にさせるため、後に市独自の認定へと発展するようになるのだが、全国職業病を闘う仲間への連帯と、国の厚生省の最低基準へせまる斗いととして位置づけ基金認定斗争を取り組んだ。

### 不当な基金制

しかし、基金は、顕著な障害を職業性疾病であることを認めず、最初の認定申請から

年後にやっと一名を認定、一名を却下してきた。

この基金の認定・却下の判断は、保育所等福祉施設に働く労働者の労働条件を決定する厚生省の社会福祉施設最低基準を満たしているか否かということである。このことの不当性を我々は基金との

### 雇用者はおくまで高槻市だ

我々は昭和48年度の社会福祉斗争で市独自の認定はいわゆる企業内認定を勝ちとった。この闘いの位置づけは、いかに福祉職場が厚生省最低基準に規定されているにせよ、雇用者はおくまで高槻市であり、高槻市の責任は決して免罪されないこと、また運動的側面からい

文考などで迫ったが、基金は、それを認める必要となり、政府の福祉政策の基本にならなければならないため、一切我々の追及を官僚的にはねのけた。そこで現在審査請求を行なっている。将来は訴訟にまでもち込む必要があると考えている。

政策にせまる斗いは、雇用者への追及なしには闘いえないことにある。この闘いの結果、企業内の認定委員会を設置することになった。認定委員会を設置するにあたって我々は次の点を重視した。

①医師選取の自由

②認定基準については、本人の自覚症状と主治医の診断書とを基とし



# 前線から

六 甲

## 労災補償法改悪阻止を決議

### 労災取業病斗争関西討論集会

つぎ、これに対し  
て全労仲などより  
反論があつたが、  
労仲行政の反動化  
に対し斗争ことを  
と鋭り提起があり、討  
論集会の総意として改  
悪阻止のために斗争こ  
とを申し合わせ、中央  
総評としても斗争こと  
を明らかにした。

二月二

六日から  
二七日に  
かけて関  
西看斗共  
斗委員会  
主催によ  
る「労仲  
災害 取  
業病斗争  
関西プロ  
ック討論  
集会」が

「労仲行政の階級的評  
価」についてであり、  
全港湾、国労、全金  
全造船などの労組から  
「労基局は反動権力の  
手先であり、徹底的に  
対決せよ」の発言が相  
確認した。

今ひとつは、労災補  
償法の「改正」をめぐ  
つて中央総評は「前進  
」と提起したが、被災  
労仲者をつつみ斗争部  
隊より、「改悪」である  
尚、比叻労取対 豊  
田事務局長は、ヤ三分  
科会「予防と労仲組合  
の斗いしに助言者とし  
て参加した。

文庫県六甲において開  
催された。

労災問題に関する関  
西的の集会はこれが初  
めてであり、参加者は  
全関西の各府県評会下  
より参加し、熱心な討  
論が行われた。  
特に議論されたのは

岡 静

## 労災取業病斗争関西討論集会

全港湾

去る3月9日、全港  
湾の香印討論集会に先  
立ち、全港湾労災取業  
病全国交流集会在静岡  
県湯原温泉におい  
て行われた。関西  
地方からは沿岸南  
支部、神戸支部が  
知名の動員で参加  
した。集会は関西の斗  
争の報告が中心となり  
とりわけ、沿岸南支部  
毎全港湾会の活動報告

は参加労仲者の注目を  
集めた。上組のじん肺  
斗争にはじまり、神崎  
港運、大正港運の斗争  
のにすべく努めてき  
た支部毎全港湾会の路  
線の正しさを示すもの  
であった。この集会は  
今年2回目の  
なるが、このよ  
うな機会を通じ  
て、労災斗争が  
港湾合理化と対決する  
武器として、戦略的に  
組みこまれていくこと  
が期待される

# 東大阪

## 部落差別を許すな

### 解放同盟北条支部 東大阪労基を糾弾

部落解放同盟大阪府連北条支部は、同支部員Nさんが今から4年前に、労災が治つていないにもかかわりず、一方的に補償を打ち切り、その後家族が生活保護の対象にさされてきたことを取り上げ、東大阪労基署と交渉を続けてきた。

東大阪労基署ははじめ、部落解放同盟が向題にしていることを、単なる法手続上の問題とあるとか、障害等級に対する不服の問題として理解して頂いたので、同盟の要請に対して誤った対応をし続けてきた。しかし3月11日、

### 梶

北  
ギ  
ツ  
ク  
リ  
腰  
を  
業  
務  
外  
に  
追  
及

### 北合同労組 茨木労基を

北合同高棟支部は被災労働者Oさんの労災私業病斗争に取り組んでいる。

Oさんは今から4年前ギックリ腰になったにもかかわらず、労基署は労災認定をせずに放置し、しかも企業のデータラメな示談書に同

解放同盟の徹底的な追及に対し、労行政として部落問題を理解し部落労働者と部落零細企業主のために、労災基準法をはじめ、労災

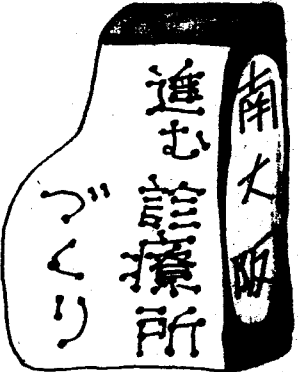
私業病など、いろいろと困ったことに対して相談に応じ、ことを前提にした学習会を北条支部で行うことを確認した。

またNさんの労災打ちに對しては、行政の労働者擁護の立場が欠落していたことを謝罪し、早急に救済することを確約した。

意して頂いた。

2月26日、北合同高棟支部は茨木労基と田交し、「企業との示談書は無効である」とことを確認させた。

今後北合同はOさんの闘いと積極的に取組み、労働者の救済を闘いとる決意である。



関西労働者安全センターのメンバーと南大阪労働者を中心に、南大阪に労災私業病斗争に役立つ診療所を、という活動が続けられてる。この活動は昨年1月から、全金や社会党のく々の呼びかけを受けてはじまり、労災私業病研究会(労取研)の「請負主義批判運動」の中で、地域医療活動の方向として確認され、全港湾沿岸南支部の大家労災斗争の中で具体化したものである。

# 北撰

## 北撰労組対幹事会

### 闘う西島労組と交流

書記長自切と転業病の根こそは同じ

三月六日 北撰労組 対幹事会は、山野書記長不当首切り反対斗争を闘う全金西島労組を訪れ、共闘の決意を述べるとともに「命と労働の権利を守る闘いへの決起を訴えた。全金西島労組へ組合員数約八百名」はボーンブメーカで全金北撰地協の幹事団体である。西島資本は七六年春斗への先制攻撃として、昨年夏期一時金斗争での田交時のトラスルモ利用し、特組の山野書記長の暴力行為を今年に因ってデツキあげて解雇し、組織破壊をねらってきた。

# 南大阪

**全造船職場へじん肺法適用を**  
**2・17 労基斗争―相みわらずの**  
**反動労基**

2月17日、佐野安分、じん肺法適用―在阪会を中心とする約20名、造船所の定数を明らかにせよ。②上野氏をじん肺管理の空での連絡調整への4と認定せよ。

西島では八年前、永良さん（臨時工）というじん肺患者が自殺しており、鋳物工場には当時二ヶタの肺結核の要請者や、じん肺患者がいる。三年前、労組では、北撰労組対の豊田事務局長を招いて、ち上ろうとしている。

**佐野安分を下請労働者の組合結成させる**

③労災被害者の解雇に對する局の姿勢について―会社への指導  
 ③については、言うだけには言ってみる。②に對しても、私淑医師の意見をもとに再度審査医に一応は戻す。といった全く誠意のない態度を局はとり、①に至ってはあくまで資料は教えずに小ない突っはぬた。昨年来の労基の反動が勢が一向に正されていはい事か今また明らかになり、参加者全員、引き続いての斗争を確認して、次回交渉の約束をさせて、日交渉を終えた。





# 労災保険法改悪のすべて

今年2月11日、政府自民党政権は、労働者災害補償保険法（労災保険法）改悪のための修正法案を提出した。この法案の内容については以下簡単に説明するが、日経連に代表される独占資本家の「成長時代」の労働力政策に、余剰人員の整理（首切り）を忠実に推進するための法案である。私達はこの反動法案阻止の闘いをくり広げ被災労働者を取りすて政策を撤回させよう。

## されい事で 着飾られた法案

改悪案の第一条の中に「労働者の負傷・疾病・廢疾・死亡に對して……必要な保険給付を行ない……当該労働者及びその遺族に對して……労働者及びその遺族の保護・適正な労働条件の確保

等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与する」と書かれてある。この文面のみを見れば、新法はどれほど労働者のために作られているかと多くの人は期待するわけである。

また、第2条の2として「1条の目的を達成するため……労働者の負傷・疾病・廢疾又は死亡に關して保険給付を行うほか労働福祉事業を行うことなでき」とされ、これまた、今まで以上に保険金をとれるだけでなく、何かすればらしい医療設備を提供して、くわゆるものという期待を与えている。

## 給付内容の改善の中に 隠されている陰謀

給付基礎日額の計算の内容は平均賃金の算定の場合病院に行

く前に自宅で休業する労働者の場合は、手続き上はその休業も平均賃金算定の中で私事として取りあつかわれるため給付額は低いものになる。また、パートやアルバイトの場合、労災になつた時は給付金は3ヶ月の収入を労働日数で割り6割をかけるため、これもまた低いものになる。こうした現実を、改悪法案は「適当でない」と認められるときは労働省令で定める内容で算定するとしてある。またスライド制に關しても今まで賃金水準の20%以上が1月なら12月の間に上つた場合にスライドする事に現法ではなっているが、改悪案では4月なら3月という春闘で賃上げが行われる年度単位にして10%を超えた場合に改めている。これはあくまでも休業補償給付を除くあいまいなものである。いすれにしても、この2つを取ってみると何々給付金の取り分が増えたかの様に見えるが、実はそうでない。

この改悪法案の中に、今まであつた長期療養給付を廃止して換

害補償年金をもうけている。これは今まで3年間休業補償と治療補償ができていたもの1年6ヶ月にちがめ、しかもそれ以上労災の治らない人には首切りしても良い様にした上に、また治療費は今までの様に全額出して

も休業補償を年金にするもので、賃金は今までの補償額よりも一級にランクされた人でさえ4%ぐらいいくなくなり、また三級の人では25%も低くなるものである。その結果を表にする。(表①)

	現 法	改 悪 案	比 較	
一年六ヶ月内	首切不可 治療費全額  休業補償 6割 特別支給 2割 合計 8割	左と同じ		
一年六ヶ月以上	同 上  $365 \times 80\% = 292$ 日分	一級 首切り可 治療費全額 280日分	首切可 -12日	4%
		二級 首切り可 治療費全額 248日分	首切可 -44日	15%
		三級 首切り可 治療費全額 219日分	首切可 -73日	25%
長期傷病補償給付	首切可能 治療費全額  休業補償 6割 特別支給 2割 合計 8割	一級 上と同じ	-12日	
		二級 上と同じ	-44日	
		三級 上と同じ	-73日分	

(表①)

## 首切りが目的の 傷病補償年金制度

この改悪法案の中心は傷病補償年金制度が長期傷病補償給付制度に取って代わる事である。今まで労災になって治らなかつた労働者は休業補償で首切りされないで5年だろうと10年だろうと治療をつづけている。しかし、傷病補償年金制度は1年6ヶ月以上たつてもいっつも傷または疾病が治つてないことという条件がつけてあり、

この様に1年6ヶ月以上治らない労働者はいつでも首切りはできる事や、また労働省も出しおしみて休業補償はなるだけ削減するといふきわめて不当な改悪内容である。いくらスライド制が変わろうとも、給付基礎日額の改良でごまかさうとしてもこんな小っぱけなア×玉で首切りをかける事は虫が良すぎる話である。

1年6ヶ月以上の被災労働者は、  
 可。この傷病補償年金制度に  
 法的に改めらるる事になる。  
 しかるに、この傷病補償年金を受  
 け取る労働者は、改悪案19条に  
 よつて「労基法第19条第1項の  
 規定の適用は……打切補償を互  
 換したものとすると表現され  
 る。このように、いつても企業は首切  
 りできるといふ法律である。頸  
 腕・腰痛・有機溶剤中毒・重金  
 属中毒・ムチ打ち・白ろう病等  
 職業病被災者を1年6ヶ月で着  
 実に首切るといふ事を可能にし  
 た制度こそ、この傷病補償年金  
 制度である。

## ▼労基法を改悪し、使用者責任をなくす悪法▲

昭和48年に閣経協は労災保険  
 法改「正」に関する要望を出し  
 た。この中で、まず主張した項  
 目は「労基法における労災及び  
 通勤災害に關する使用者の民事  
 責任を免除する事」であつた。  
 この改悪法案の14条は、労基  
 法16条を改悪するために作られ  
 労基法16条にある「企業主の休  
 業補償に對する責任を、すべて  
 労災保険法の休業補償給付内容  
 にすりかえてゐる。  
 労基法内の「使用者」を「政  
 府」に、「休業補償」を「休業  
 補償給付」に書きかえてゐるの  
 だ。

使用者責任を労災保険法で骨板  
 きにし、こんどは労基法16条ま  
 で大胆にも書きかえようとして  
 いる。企業は何人労働者を負傷  
 させようと、労働者が治療のた  
 めに休業する権利さえ労働者な  
 ら奪い取ることになるのだ。

## ▼改悪阻止に立ち上ろう

関西労働者安全センターは3  
 月17日、組織的に改悪阻止の斗  
 いに立ちあがる事を決定した。  
 この斗いは多くの労働者が共闘  
 しては不可能である。

主団体と革新政党的の支援なくし  
 ても不可能である。  
 また、職場の中で弱い組合は  
 労基法が改悪されても首切り  
 させない企業内補償を斗い取る  
 う。そして職場の中なら、地域  
 の中から反動化しつつある自民  
 党政権に對する斗いをつくり出  
 していこう!!  
 (詳細については後日安全セン  
 ターで資料をつくる予定)



# 進めゆく国際合理化

## 取場から反撃のどきを

### セニ産業の海外進出と全金山緑の闘い

**セニ合理化と  
闘う全金山緑**

この不況下で資本家の破産攻撃をはね返し、会社の財産譲渡を確認させ、自主管理を行っている組合がある全金山緑地本の山緑支部がとれだ。連日の屈交で山緑資本の自己破産申請をとり下げさせた。この日から、組合執行部は山緑をどうしていくのかという問題に直面した。

そもそも山緑は古い織機メーカー（労働者数40名余り）で、その

仕事の8割は鐘紡の機械一般に依存していた。が、ここ数年前から、組織不況で鐘紡の京都工場の閉鎖という事態を迎え、74年5月山緑資本側は工場閉鎖、全員解雇という攻撃をかけたが、組合はその斗争に勝利したのである。

しかし、鐘紡がダメとなったことで、他には前から取引のある西陣への仕事もなくなり、とれではとも40名が生きていくことができなかつた。それ故、全金の指導で緊急対策として26名が離職した。

業保険を受け、しばらくは残る15名が西陣の仕事で食いつなぎ、労働債権として取つてい、土地工場を売つて全組合員で分けるということが当面の方針となつてきた。

**欲しい  
労働者の意識変化**

予備知識はだいたい以上で、山緑へ話を聞きに行つた。

そこで組合員の方と話しをしたが、いくつかの点について思うところがあった。

その一つは、闘いの

**山緑資本  
鐘紡にたいする反撃**

中で確実な労働者の意識の変化がない限り、会社をのつとつても元のもくあみだというところ、つまり生き続けるためには会社を経営せざるを得ない（この資本主義社会の中で）ので、労働者が自ら鍛えあげていつていられない限り、新しい会社をつくらなければならぬ。会社をただちに終るか、会社をつぶして別の会社に勤めるしかないのである。その時労働者の意識変化が行われれば、闘いをまた始められると思うのだが、

山緑の倒産へ至る過程をみると、鐘紡は組織からの撤退をずっと以前から考えていて、

山緑の経営者も、繊維関係は利潤も少いという理由で一般機械へ手を広げていた時期があったという。鐘紡の包装機械をしばらく続け、技術が難しい工設備投資を怠っていた故にコスト高となり、他社に受注をくらべて

しまっていた。また繊維関係の技術を生かして大阪機工の下請もやっていたが、大阪機工は韓国へ合併会社を作ってしまったので、ついに鐘紡に頼らざるをえなくなっていた所へ鐘紡の京都工場の閉鎖という局面を迎え、倒産に至ったという話であった。

## 山緑の海外進出に「ぶざら」

さて、この繊維機械業界の現状等を調べる。60年代半ば、高度経済成長華やかなりしころから、資本は、より多くの利潤を求めて南米途上国への進出を盛んに行ってきた。例之は繊維関係では、韓国、台湾、香港、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアへと進出し、現在では、東

南アジアで育った日系繊維業の製品が日本へ逆輸出され、数年前からの繊維不況を作り出している。(輸入繊維の8割が日系)もちろんこの不況は日本の大資本が作り出したものであり、その背後には借入金、劣悪な労働条件で搾取されているアジアの労働者達がいる。

繊維がどうなら、繊維機械もまた同じことで繊維業界の不況から国内での市場を失ったことにより、現在では輸出に頼らざるをえなくなり、生産の8割を輸出している。例えば津田駒工業(北陸の繊維機械大手メーカー)は今年インドネシアへ4億5千万円、イラクへ1億7千万円、昨年はイランへ20億円と。

## アジアにも国内にも「ぶざら」

既に仕掛けられていたのだ。アジアの人達は、労働者はストを、人民は不買運動・公署追放と闘っている報せが届く。さて私達は何をなすべきか。資本側は自らの利潤追求活動により不況をつくり出し、これを機に業界再編成、構造改革、合理化をもくろんでいる。そのかげには山緑のようにスクラップされていく労働者がいる。私達にはこの資本の意図を見抜き、アジアの労働者達の目を意識しつつ、闘いの中で多数派になつていくことが要請されているのではないだろうか。「救神先・京都市南区吉祥院九条町42・電話五六一三三三・全金山緑支部」

# 社会主義思想の 確立をめざして

全港湾沿岸南支部安全委員会

## 要は思想改造と 大衆路線

現在、沿岸南支部安全衛生委員会は勝利のうちに前進している。

だが、現在の勝利（神崎港運の敗浦川氏の労災認定、上組じん肺斗争、日本塩回送のじん肺病の労災認定、大正港運の膿胸の労災認定等その他、及び、階級斗争としての労災・職業病斗争の位置づけ）は関西労働者安全センターを中心とする医師・法学生との支援と連帯が大きな比重を占めており、地域の闘い仲間との共闘が実を結んだ成果である事は明白であるが、労働組

合内部において、団結の闘いを寝食を忘れて闘った同志を忘れる事はできない。特に港湾における労災・職業病の闘いは敵の妨害もさること

## 実る老組合員の熱意

沿岸南支部安全衛生委員会の発足はある老組合員の執拗な頑固な、奉仕の思想が沿岸南支部の幹部、大衆を自覚めさせ、企業に對する闘いへと発展し、現在に引継がれている。安全衛生委員会が発足から現在までスムーズに発展・強化されたのは、有名無実の期間があった事も度々であった。

当初は、安全帽、安全靴の着

ながら、労働者の永い歴史の中で種えつけられた思想を改造する闘いであるし、今後も思想改造の闘いがこの闘いの中心となるであろう。

また、労災・職業病斗争は労働者の階級思想向場闘いの一つであると同時に労働組合内部に於ける社会主義思想の確立の闘いであり、真の大衆路線をうちたてる闘いであると位置づけられているのである。

用、職場の整理・整頓等である。だが、労災・職業病を専門的に地から見直し、労働者の命と健康を徹底的に守る闘いを組織するため、安全衛生委員会の発足に献身した老組合員が医師・法学生との連帯を深める活動を開始したが、医師・法学生等は港湾労働者とは別世界の人間としてあり、労働組合運動にとつてラスにならぬしとの考えが組合幹部の中に多く、老組合員

の運動の足をいっばる事がある、  
た、  
命と健康を守る斗いが思いきり

斗えないのなり、それは、階級  
思想の如くによるものである事  
は明白であり、思想改造の斗い  
が弱く、経済斗争に重点を  
おいて、  
疑い深いものである。ここに  
大衆路線の欠如があるのである。  
沿岸南支部安全衛生委員会  
このような思想改造斗争を  
労働組合組織の一部門として、  
事物へ労働者の命と健康を守る  
を对象に大衆斗争、路線をうち  
なため、社会体制変革の先頭部  
隊としての役割を果す任務を  
与えられて、自覚している。

### 大衆を思いきって たちあがらせよ

我々港湾労働者が体制変革の  
ある事は「島国日本」「無資源  
国日本」「貿易国日本」の状況

ならみて必然的なものである事  
を自覚しており、この事を抜き  
にして、「日本の港湾の斗う部隊  
としての組織」であるとは言え  
ないのである。

港湾に於ける労働者の過去の  
思想は「労働量と能率の競争」  
であり、「労災は労働していれば  
起るもの」であつたし、「職業病  
は体質の弱い者のなるもの」  
であつたのであるから、労働と  
労災・職業病の医学的・階級的  
見地から因果關係を労働者の言  
葉で教宣しなければならず、そ  
の上になつて、大衆を思いきり  
斗いに立ちあがらせる指導を大  
衆に依頼して行い広汎な斗う仲  
間と連帯できる取組みを大衆と  
共に幹部が斗つてこそ、真の大  
衆路線が生まれ、階級思想が確立  
するのである事を安全衛生委員  
会は方針としている。  
だが、現在の労働組合の幹部  
には、大衆を思いきり立ちあが  
らせる事を躊躇する考え方があ  
る事もいふべき事実である。

### 思想学習する幹部

港湾労働者は命と健康を守る  
斗いの中からこそ、階級思想の  
発場がある事を組合幹部が思想  
として確立する事が急務であり  
安全衛生委員会は労働組合の幹  
部の思想学習の学校として大い  
に利用できるようにしなければ  
ならないと考へている。

このような経過、方針をふま  
え、沿岸南支部安全衛生委員会  
は「港湾病」を職業病として認  
定させる斗いを継続、発展させ  
るために、現在、大阪米穀運送  
に於ける職業病（腰痛を中心と  
する全身に亘る傷害・疾病）を  
中心に港湾をじん肺指定の職場  
とさせる等の斗いを強化して、  
労働条件の向上等の斗いであると  
確信し、今後斗いを続けるであ  
らう。

稿

研究室を足場にした

# 反労災・職業病、公害斗争

5

岡山大学医学部作業療法学教室

## 合理化病の典型

### 腰痛症

近年、名産業、職場での機械化・合理化にともなう、腰痛症に苦しむ労働者が次第にふえて来ている。労働の機械化、省力化によって、一見、重筋肉労働から解放されて来ているように見えるにもなわらず、腰痛症がふえている主要な原因こそは、高度経済成長以後の、猛烈な資本主義的「合理化」にほかならない。このような職業性腰痛症は、頸肩腕障害などと共に「職業性運動器障害」を構成しているということができ、その予防と対策の取組みは、今日の労働者の健康を守る斗いの大き

い課題となりつつある。今回は、我々が取り組んでいる腰痛症の斗いの中なら、いくつかを紹介したい。

### 建設労働者の腰痛症

### 生存かけた斗いに

建設労働者へ土工、左官などを組織している全建総連の職業病斗争は、昭和二十年代からのけい肺斗争、有機溶剤中毒に対する取組みから始まった。昭和三十五年以降、高度経済成長政策がもたらした、建設スームの中で、職場の合理化・機械化が進み、労働密度が著しく増大したために、腰痛症が急激にふえてきた。そして、昭和四十四年、四十五年の日雇健保改

悪、極制適用廃止の攻撃は、単に健康問題のみにとどまらず全建総連の組織破壊攻撃にその本質があり、この攻撃を受け止め一丈斗争と、続いて国保組合を設立していく斗いの中で、生命と健康の問題が労働者の「福利斗争の課題」として強く認識されて行ったものと考えられる。この頃から岡山県においては数千名の労働者の腰痛症を中心とした健康診断、建設労働の夕イムスタデイが積みあげられ、引き続き労災認定斗争が推進された。その後今日までに、岡山県内で二十数名の業務外とされた例は二名、全国で約六十名の労災認定が獲得されてきており、「建設労働にもとづく、腰部筋疲労に起因する腰痛症」という考え方はほぼ労働行政側としても認めざるを得なくなつて来ている。

しかし、建設労働者は一人親方が多く、腰痛症の予防対策は他産業と比べて非常に困難である。さらに、労災認定を獲得し



は場合でも、労災保険の特別加  
入という制約上、休業補償は著  
しく低額であり、従って労災認  
定斗争の経済斗争としての基盤  
は本来非常に低い。それ故に、  
労災認定斗争は、権利斗争とし  
て進められざるを得ず、また  
現実にもその方向で推進されて  
来ている。その労働の性格上なら

## 電気工事業者の腰痛症

電力産業が基幹産業の確固と  
した一部門であるのに対して、  
送・配電を担当する電気工事  
労働はその下請けであり、労働集  
約的性格が非常に強い。その代  
表的職種である外線工事部門は、  
炎暑や酸欠の中で常に感電死の  
危険を伴う電柱上に登って、胴  
綱によって腰部を電柱にしぼり  
つけて、かなりの重量物を取り  
扱うことを強制されている。従  
って、近年の電力消費量の急増  
によって労働量と労働密度が著  
増して、労災事故や腰痛症など  
が多発するようになったことは

も、また組織的にも労働組合と  
しての多くの弱点を宿命的に背  
負っている建設労働者であるとい  
えるにもななわらわず、すでに  
十年來、〃生存権斗争〃がねば  
り強く続けられてきているという点  
は、今日の労働運動において学  
ぶべき教訓を多く示しているとい  
えよう。

## 若年層に救済

必然的な結果であった。  
中国地方の六千余名のアンケ  
ー調査の結果、腰痛有訴率（  
過去一ヶ月間に腰痛を訴えた者  
）は全体で三八・七％、外線で  
は更に、六二・二％にも達し、  
明らかに腰痛多発職場（職種  
）であることが判明した。ま  
た、近年の機械化・合理化に伴  
って、腰痛症の発症の仕方が変  
化してきており、比較的若年層  
で、不自然な作業姿勢や多忙・  
過労に起因する、〃だんだんし  
発症する難治性の腰痛症がふえ  
てきていることが科学的に明ら

かになった。さらに、発症後の  
経過は、休まずに無理をした場  
合に明らか悪く、またいかな  
る治療を受けたかには関係がな  
く、結局腰痛が発生した場合に  
無理をせずに休業（養）するこ  
とが最も大切であることが明ら  
かになった。

腰痛症の労災斗争は、このよ  
うにその根本的な原因である、  
合理化・労働強化を止めさせ、  
また休養できる条件を作って行  
く方向で進められなければなら  
ない。しかし現実には多くの制  
約がある。そこで、その運動の  
一つのテコとして、先ず七名の  
腰痛症患者の労災認定斗争を行  
い、現在、四名が労災として認  
定された段階である。今後も引  
き続いて認定要求斗争が組みあ  
る方針であるが、単に認定要求  
にとどまらず、根本的な対策を  
いかに実現させて行くのが最大の  
課題である。

行!



コンクリート!

# 運輸労働者の腰痛症

## 深刻な実態

兵庫県下のN運輸労働者約二千名のアンケート調査を行った結果、腰痛有訴率は全体で四四・五%、フォークリフト運転手では五三・四、五三・七%に達しており、運輸労働者の腰痛症は深刻な実態にあることわかった。年令別にみると、三十才台をはじめ「働き盛り」の労働者に多発しており、また全身的な疲労症状も同様である。同労組では、従来なら腰痛症対策の一環として、フォークリフトの構造上の改良、運転時間制限、運転手の能率給、歩合給の縮小、職場体操の実施など、の方法を追求されてきたが、現在これらの運動の一部として労災認定要求斗争に取り組んでいる途中である。

いわゆる「不況」下における労働条件の改善の動き、「福祉見なおし」の動きの中で、最も

その影響を強く受けている運輸部門において、今後「生存権としての労災斗争」をいかに進めていくかが向われている。

### 労災実態を無視した デタラメな認定基準

最後に、これらの労組の腰痛症労災認定斗争の中で明白になった点であるが、労基署の業務上・外判断の基準・根拠は全く医学的でないのみならず、各署各府県でバラバラで支離滅裂で

（以上）の各斗争の詳細については、次のものを参照のこと。）

- ・中国電気工事労働組合・中工労報、七三年一二月号 腰痛特集
- ・全建総連社会保障対策部・腰痛——労災認定を勝ちとるために
- ・七六年二月
- ・全日通労働組合兵庫支部、腰痛症等労災認定斗争資料
- ・七五年一〇月

（柳楽 記）

## 編集後記

毎日の事であるが、この後記を書く時は、材料の「手書き」から「印刷」への一種忙しい時である。今月は教宣部長が自然気胸で倒れたから一層である。

た僕（河合）がピンキリッターで起用されることとなった次である。今日の特集「労災斗争」は今後も続けていく予定で、今回はいわばイントロである。次回には更にほりつけてスト権斗争にも肉迫していきたい。